

令和5年（2023年）10月1日から

適格請求書等保存方式（インボイス制度） が開始されます

リース・割賦販売等をご契約のお客様へ

2023年10月1日以降にお客様がリース料等の支払い消費税を仕入税額控除するためには、適格請求書発行事業者が交付するインボイスの入手が必要となります。弊社は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しており、登録番号は下記の通りです。

北海道リース株式会社 登録番号:T3430001022591

お客様におかれましては、弊社が交付するインボイスを法令に基づき保管ください

弊社が発行するインボイスについて

- リース料または賦払金に係る消費税の仕入税額控除をする場合、リース会社から交付されたインボイスが必要となります
- お客様とのご契約種類によって下表の通りご提供するインボイスが異なります
- 弊社では、下記書類をインボイスとしてご提供いたします

ご契約種類	ご提供書類
ファイナンスリース・割賦販売	「契約書」 + 「お支払予定表」
オペレーティングリース	「契約書」 + 「請求書 または 口座振替のご案内」
再リース取引	「契約満了のお知らせ」 + 「請求書 または 口座振替のご案内」

- 上記の表は弊社の基本的な対応となります。ご提供書類は取引内容やお客様と取り交わす契約関係書類により異なる場合がございます

※1. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース契約及び割賦販売契約については、インボイスの入手および保管は不要です

※2. 「お支払予定表」は、当社が検収書類を受領後、2週間程度で請求書等の送付先に郵送でご提供いたします

※3. 本リーフレットは2023年8月現在の関係法令等に基づき作成しております